

福井海区漁業調整委員会会議次第（第22期第10回）

1 日時 令和4年12月12日（月） 13時30分～15時00分

2 場所 福井市大手2丁目8番10号 福井県水産会館 6階 大ホール

3 出席者

（会長）小林 利幸 （会長代理）鈴木 聖子 （委員）平野 仁彦、
子末 とし子、濱出 征勝、木邑 康和、森 修、櫻木 忍、高橋 武一、
東村 玲子、富岡 啓二、後藤 正邦、常廣 正範、平内 真澄

（事務局）石田 敏一、石本 健治、西口 智則、児玉 晃治、長島 拓也
柘植 卓実

4 副部長（水産）挨拶

副部長（水産） 挨拶（略）

5 議題

（1）諮問事項

- ・令和5管理年度福井県知事管理漁獲可能量の設定について

（2）報告事項

- ・次期漁場計画にかかるヒアリング結果について

（3）その他

6 議事録署名委員指名

小林会長：それでは、議事に入る前に、議事録署名員を御指名いたします。本日の議事録署名員は、高橋委員と木邑委員をお願いいたします。

7 議 事

小林会長：それでは、諮問事項、令和5管理年度福井県知事管理漁獲可能量の設定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局から説明に入らせていただきます。
まず、説明の前に資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付してある資料のうち、資料1と右上に記載された書類が今回説明させていただく資料となります。

もし不足等ありますようでしたら、事務局のほうまで御連絡をお願いいたします。

特に不足等なさそうということなので、引き続き説明に入らせていただきます。

まず、資料1の1ページ目を御覧ください。

今回、福井県知事管理漁獲可能量の設定を行う対象は、さんま、まあじ、そしてまいわしとなっております。

先日、水産庁のほうから福井県におけるさんま、まあじ、まいわしの漁獲可能量のほうが通知されました。

国から都道府県の知事管理漁獲可能量が示されると、県は資源管理方針に即して、知事管理区分に配分する量、すなわち知事管理漁獲可能量を設定し、漁業調整委員会に意見を聴いた上で国へ承認申請を行う必要があります。

令和5管理年度における福井県の知事管理漁獲可能量として提示された数量は、さんまは配分がなし、まあじ、まいわしについては現行水準ということで示されております。

漁獲可能量は、資源管理方針において定める知事管理区分ごとに設定を行うこととされており、福井県では、まあじとまいわしについて定置網や釣り漁業といった沿岸漁業へ配分することとなっております。

したがって、今回の国から指示された知事管理漁獲可能量の配分については、全て沿岸漁業に現行水準ということで設定のほうを行うものとします。

資料の2ページ目のほう御覧ください。

資料2ページ目には、今回と直近の知事管理漁獲可能量について明記をさせていただいておりますので、参考として御覧いただければと思います。

今回の令和5管理年度福井県知事管理漁獲可能量の設定について、福井県知事より諮問が来ているため、読み上げさせていただきます。

ページは3ページをお願いいたします。

それでは、読み上げさせていただきます。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

福井県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）。

みだしのことについて、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

福井県知事管理漁獲可能量の設定について、説明は以上とさせていただきます

す。

以上で諮問事項についての説明を終了させていただきます。

御審議のほうお願いいたします。

小林会長：ただいま事務局からの説明が終わりましたが、何か御質問ございませんか。

東村委員：私が伺うのも変な話かもしれませんが、専門なので。

現在、「現行水準」という割当てになっていますけれども、これ以前は一定量の漁獲量よりも少ない県は「若干」という割当てだったと思いますが、これは新しい漁業法の下でのTACの定め方に従って現行水準という言い回しに変わったということでしょうか、確認です。

事務局：これ、令和4年から「現行水準」という言い回しになっておりまして、それ以前は過去の数量「若干」だったと思います。なぜこの言葉じりを変えたのかというのは、申し訳ないですが水産庁の考え方まで聞いておりませんで、多分、先生おっしゃるように、漁業法改正に合わせて資源管理というものに対する考え方の違いでこういう言葉じりを変えてきたのかなと思います。内容は全然変わりません。

東村委員：分かりました。はい、ありがとうございます。

富岡委員：これは令和4年度のまあじも目安とする550から5年になると536ということに下がるのですが下がって現行水準になるのですね。

事務局：現行水準の目安数量というのが直近5年ぐらいの平均を取っているのです。その5年間の漁獲動向によってまた目安数量ということも変わってくるので。

富岡委員：そうすると、この4年のときが多くて、今度は5年になると少なくなるということ、前年度は少なかったということですね。

事務局：そういうことになります。

富岡委員：今年度が下がるということですね。

事務局：その目安数量が過去5年の平均などで決まるのですが、その5年間の漁獲量の合計が、令和4年のときに目安数量の対象とした平均よりも、今回、令和5年度の目安数量を求めるときのその5年分の合計が少なかった。それで平均が低くなって、目安数量も下がったというような感じになります。

富岡委員：分かりました。

小林会長：ほかに何かございませんか。何もないですか。

なければ、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申することによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

小林会長：では、諮問どおり、これについては了といたします。

それでは、報告事項をお願いいたします。

事務局：それでは、報告事項ということで、事務局から、次期漁場計画にかかるヒアリング結果についてということで説明をさせていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。

右肩に資料2-1と書かれたA4の冊子が1部。続いて、資料2-2と書かれた、「前回更新からの変更点」と書かれた資料が1部。続いて、資料2-3と書かれたA3の書類を束ねたものの冊子が1つ。続いて、こちら、番号がなくて申し訳ないのですが、「漁業権免許スケジュール」と書かれたA4の用紙が1枚となっております。

こちら、資料に不足等ございましたら、事務局のほうにお申出ください。

それでは、不足等ないと思いますので、このまま引き続き説明のほうに入らせていただきます。

まず、資料2-1、漁業権についてという資料を御覧ください。

今回報告させていただく次期漁場計画に係るヒアリング結果についてですが、今現在の免許している漁業権ですが、こちらが来年の8月31日で全て免許の期間が切れます。そしてその次、9月1日以降に新たに免許するわけですが、それに向けた変更等について、各漁業組合様から要望聞き取りを行っておりまして、それを次の漁業権に反映させていきたいという意向で、今回、調整のほうを図っているところでございます。

それで、各組合のほうから次の漁業権、こういうふうに設定していただきたいというような報告を本日、資料を基に説明をさせていただきます。

まず、この漁業権についてですけれども、漁業権というものには、資料の5番、それぞれの漁業権の概要と書かれたところになりますが、(1)番の共同漁業権、(2)番の定置漁業権、(3)番の区画漁業権と、大きくこの3つがございます。

免許の存続期間というのが、共同漁業権で10年、定置漁業権で5年、区画漁業権が5年または10年と設定されております。

この共同漁業権というのが、皆様御存じのように、漁協に対して免許されております。定置漁業権は、その定置の経営者の方に免許をされており、区画漁業権のうち5年の養殖等の漁業については、主に組合のほうに免許されておりまして、真珠の養殖などについては10年ものの免許になりまして、経営者の方に免許をされております。

それぞれどのような漁業かといいますと、資料の3ページ以降に簡単なポンチ絵のほうをつけさせていただいております。

資料3ページ御覧ください。

まず、共同漁業権というのが、図にありますとおり、わかめやさざえ、あわび、うになど素潜りなどで捕るような磯根漁業となっております。

そのほかに、資料右上、第三種というもので、地びき網というものが福井県では設定されております。

あと第二種、資料の図の下のほうになりますが、小型定置網。これは後ほど説明させていただく定置網漁協権とはまた違うのですが、共同漁業権の中で比較的水深の浅い27メートルよりも浅いところで操業する定置網を小型定置網ということで、共同漁業権の範疇に入れております。

あと、下にある固定式刺網になりますが、こちらがいわゆる磯刺網というもので、共同漁業権の範疇で行っております。

続いてページめくっていただいて、4ページ御覧ください。

めくっていただいた資料4ページ左上、定置漁業権とございますが、こちら5年間の免許になっていまして、経営者に直接免許する定置漁業権、こちら、水深27メートルより深いところで操業する場合、定置漁業権というものを設定して行っております。この定置漁業権、いわゆる「大敷網」と言っているものになります。

そして、この右側、区画漁業権というものがありますが、福井県内で主に行われているのが、下に書かれている小割り式養殖業というものになります。これが網などの生けすで魚を養殖する漁業に当たります。

先ほど説明しました共同漁業権でうにやあわびなど名前を挙げましたが、今現在、福井県で設定しているもの、また今後設定しようとしている魚種については、5ページ目以降に図鑑のような形で写真を載せさせていただいておりますので、参考として御覧いただければと思います。

続いて、資料2-2の説明をさせていただこうと思います。

資料2-2を御覧ください。

現在行っている漁業権の更新ですけれども、先ほども少しお話ししましたが、5年から10年のペースで免許の期間が切れますので、その都度、免許の内容の更新のほうを行っております。前回一斉更新が平成25年に行っておりまして、今回、それから10年たちましたので、今回、一斉に更新することとなります。

この10年間の間に、令和2年の12月に漁業法が改正されたことで、前回の更新時から作業の内容に変更がありましたので、その作業内容について説明のほうさせていただきます。

1つ目が活用漁業権の確認および類似漁業権の設定となります。

活用漁業権というのが漁場計画の作成時点、つまり今ですが、この時点で適切かつ有効に活用している漁業権、すなわち現在でも使っている漁業権ということですが、この活用漁業権と同じ内容で類似漁業権というものを漁場計画に定めまして、この類似漁業権に該当しないと考えられる免許については削除を

行ってくださいという作業になります。

今回、県内の漁協様の聴き取りで多かったものとして、共同漁業権における「えむし漁業」というのがこれに該当するのかなと考えております。

先ほどの資料2-1にも図鑑で載せていますが、「えむし」とは何かというと、釣り餌に使われるイワムシやゴカイなどがこういった「えむし」というものに該当しまして、今の時点で実際にえむしを捕っている組合員がいないというような漁協様に対しては、その漁業権が適切かつ有効に活用されてないというふうになるので、今回の更新で「えむし漁業」の項目を削除することにしております。

また、先ほどから発言している「適切かつ有効」とはどのように判断するのかということになります、それは資料2-2の2ページ目に「適切かつ有効の判断に関するチェックシート」というものがありまして、こちらを基にチェックを進めております。

続いて、作業2つ目が漁業生産力の発展に関する計画というものになります。

漁業法が改正されたことで、団体漁業権——共同漁業権や区画漁業権ですが、それを免許された漁協については、漁業生産力の発展に関する計画というものを作成・点検、そしてこれらに係る報告をすることが義務づけられるようになっております。

この計画というのが、生産量の増大、漁業所得の向上といったものを目標として掲げて、その目標を達成するために各漁協ではこのような取組をしていきますというもので、これが海区調整委員会の何にどう関係してくるかといいますと、海区調整委員会でその漁業権の漁業計画を策定するに当たって、誰が最も有効にその漁業権活用しているかという指標として用いることとなります。

今現在、各漁協において計画の策定を進めていただいているところですが、来年の9月1日の更新に当たって、併せて御提出をしていただくこととなります。

この漁業計画の様式については、資料の3ページ、4ページに併せて記載させていただきます。

続いて、3つ目の基点の緯度経度表記についてですが、漁業権の範囲を決定するために基点を定めておりますが、それが三崎の発端だったり、岩などを基点として設定しているところが多く、長年漁業権の更新している際に、誰も基点とする岩が分からなくなっていたりとか、また波に浸食されて基点の位置が不明瞭になっているというようなケースが全国的に多く見られることから、水産庁のほうで、今回の方針から基点を緯度経度で表記するようにと定めております。そのため、今回の方針に合わせて緯度経度を併記するように進めていく予定です。

最後、4つ目ですが、区画漁業権の名称の変更ということで、区画漁業権について、近年、試験場との試験養殖など新しい魚種の養殖の取組というのが盛んに行われておりまして、例えば「たい小割式養殖」など、そういった魚種を単一で明記すると、そういった新しい取組というものが阻害されることになるということで、今回の更新から魚種を1種類に統一しない明記の仕方を進めるようにと指示を受けております。

例として資料にも記載しておりますが、例えばぶり、ふぐ、たいなどの小割式養殖は、まとめて「魚類小割式養殖」と明記する、かきや真珠母貝等の垂下式養殖は、「貝類垂下式養殖」、わかめやあかもくなどの垂下式養殖を「藻類垂下式養殖」として免許を進めていくというふうな流れになっています。

前回更新からの変更点について以上となりまして。

続いて、資料2-3を御覧ください。

こちらのほうに、今回、各漁協を回り、要望調査を行わせていただいた結果をまとめております。

まず、共同漁業権のほうから説明をさせていただきます。

共同漁業権について、資料2-3の1ページから4ページにまたがって要望調査の結果を明記しております。

今現在、福井県内では共同漁業権33件ございまして、北が北潟漁協、南が若様高浜漁協様まで免許のほうを設定しております。

この表中に「継続」というものがありますが、これが今までどおりの内容で結構ですということになります。

次に「廃止」というのが、今回の漁業権更新から設定のほう結構ですというところ。

「新設」というのが、今回の漁業権更新から新たに設定をさせていただきたいということになります。

続いて、「変更」というのが区域と魚種、その他の3種類ございまして、「区域」については現在の範囲を拡大・縮小したいという要望、「魚種」というのは新たに魚種を追加・削除したいという要望、「その他」については上の区域と魚種以外の免許内容の変更となっております。

今回、継続のところは省略させていただいて、大きく変わるところについて説明をさせていただきます。

今回、共同漁業権の廃止や新設はなく継続と変更のみとなりますので、変更について説明のほうさせていただきます。

変更の内容については、資料1ページ目の備考欄に記載をさせていただいております。

まず、上から説明をさせていただきます。

北濃漁協では、共同漁業権第1号と第51号免許されておりますが、こちら基点の変更を行いまして、それに伴う範囲の変更となります。

続いて、雄島漁協では磯刺し網漁業及び雑魚小型定置網漁業を免許されておりますが、現在の免許期間が4月30日から12月31日となっておりますので、こちらを1月1日から12月31日と通年で免許をするという内容に変更のほうを行います。

福井市漁協について、基本的に継続になるのですが、先ほど話したえむし漁業と、雑魚小型定置網漁業について、今現在やられている方がいないということなので、今後もまた行くかどうかについて漁協のほうで検討をしていただいているところです。

越廼漁協については、「えむし漁業」及び「雑魚小型定置網漁業」のほうを削除させていただきます。

越前町漁協様では、今免許されている「えむし漁業」の削除を行います。

河野村漁協についても、「えむし漁業」の削除を行います。

美浜町漁協様のほうでは、共同漁業権の第16号、17号、20号、21号では、今免許されている「えむし漁業」の削除を行い、第18号については現在免許されていない第一種の共同漁業権魚種を新たに設定します。

今回新たに設定する魚種の詳細については、資料の御確認をお願いいたします。

続いて、若狭三方漁協では、今免許されている「えむし漁業」の削除を行います。

小浜市漁協では、第27号において、今免許されている内容の中に新たに「ほんだわら漁業」の追加を行います。

大島漁協様では、「えむし漁業」「雑魚小型定置漁業」の削除を行います。

若狭高浜漁協様は特に変更はありませんが、「えむし漁業」について継続するかどうか、今検討をいただいているところです。

以上で共同漁業権の報告とさせていただきます。

続いて、定置漁業の報告のほうさせていただきます。

資料5ページ目を御覧ください。

現在、福井県内にある定置漁業権の数は40件となっております。

現在の免許から変更がある箇所について御説明をさせていただきます。

まず、現免許、敦賀市漁協様の定置漁業権第13号になりますが、こちらが今休業されているところですので、今後も継続して漁業を行っていくかどうか、まだ漁協様のほうに検討していただいているところになります。

続いて、若狭三方漁協の第35号になりますが、こちらは今現在、誰も操業のほうを行っておらず、来年9月1日以降も操業を行う見込みがないというこ

となので、こちら、今回の方針で廃止とさせていただきます。

以上で定置漁業の説明を終わらせていただきます。

続いて、特定区画漁業権の報告のほう進めさせていただきます。

こちら、資料6ページから7ページにわたって免許の内容を記載させていただいております。

こちらの特定区画漁業権は、漁協に免許されている免許期間5年間の養殖業となりますけれども、こちらの要望結果について取りまとめを行っております。

まず、こちらにつきまして廃止の要望ありますのが、雄島漁協の区画第1号、福井市漁協の区画第2号、越前町漁協の区画第5号、美浜町漁協の区画第27号、計4件となっております。

このうち、雄島漁協については、再度漁協のほうで継続か廃止かを検討したいということですので、現在、保留させていただいているところです。

続いて、新設になりますが、越廼漁協で4件、小浜市漁協で1件の計5件となっております。

変更についてですが、区域の変更はなく、魚種の追加・削除というものとなっております。

実際に免許を行う際は、先ほどお話したように、魚類養殖等の名称で免許することにはなりますけれども、水産庁の方針で養殖の対象魚種の詳細については県や委員会で把握する必要があるということなので、今回の資料に具体的な魚種名について明記をさせていただきました。

最後に、区画漁業権、こちら主に真珠養殖など10年ものの養殖になりますが、こちらの報告をさせていただきます。

資料8ページ御覧ください。

今回の方針で廃止の要望がありますのが、小浜市漁協様の区画第202号、203号の計2件となります。

その他の区画漁業権については、現有免許の内容で継続として要望をいただいております。

長くなりましたが、以上で次期漁場計画にかかるヒアリング結果について、事務局からの説明を終了させていただきます。

小林会長：ただいま事務局から説明がありました。何か御質問ございませんか。

後藤委員：今事務局から資料2-3についての御説明をいただいたのですが、その説明の中で、例えば漁業期間をこれこれからこれこれ変更することとさせていただきますとか、何々を削除とさせていただくこととなりましたといったような、そういう御説明があったのですが、そのお話だと、特に経験の少ない委員の方、決定事項だというふうに御理解なされるのではないかと思います。

まず、私の理解では、あくまでも水産課、事務局のほうで、各漁協さんから

意見、要望等として承ってヒアリングした結果を今御報告いただいたということで、いろいろと調整いただいているのだと思いますけれども、それを基にしてこれからの漁業権の免許の内容を実際に策定して行って決定していくというプロセスになるものと理解をしているのですが、そういった理解を前提にして今ほどの説明をお聞きしていけばよかったですでしょうか。

事務局：はい。大変申し訳ありません。決定とさせていただきますというふうな話、そういった説明してしまったのですが、実際には今回、報告ということで、こういった意見がありましたというような内容の報告になります。

説明が少し抜けておりましたが、A4 1枚で漁業権免許スケジュールという資料をつけておりましたがこちらの中にあります12月12日の委員会開催・要望結果の報告が今回の内容となります。こちらで各漁協様からの意見のほう報告させていただいて、次の2月の委員会開催の中で今の報告の内容についてまた協議のほうをさせていただくこととなります。

そして、協議した内容について、3月に県から委員会へ諮問をさせていただいて、後に公聴会を開き、委員会の中でまた免許内容について答申をしていただくという流れになりますので、今回のこの報告の中で決定したというわけではないということで御認識いただければと思います。

大変紛らわしい御説明してしまい、申し訳ありませんでした。

東村委員：ちょっとまた漁業法絡みで伺いたいのですけれども、資料の2-1に関わることとなります。

まず1ページ目の2、漁業権の種類ということで、共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の3種類ということですが、これは漁業法が改正される前は、区画漁業権の中に特定区画漁業権と区画漁業権という2種類にそもそも分かれてあったものが、今回の新しくなった漁業法ではこの3つに分類されたということで、私どもが所属している学会などでは大きな議論を呼んでいたのですが、めぐりまして1枚、2ページ目になると、区画漁業権、より詳しい説明があつて、その中で、3)の存続期間というところで10年と5年で、事実上、上が区画漁業権ですね、下が特定区画ということで、その運用は、これは福井県独自ではなくて水産庁からこういうふうにするのでというような考え方が示されている、方針が示されているという理解でよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

事務局：先生がおっしゃるとおりでして、前回の旧の漁業法の中では、区画漁業権については団体漁業権の特定区画漁業権ということで5年、経営者免許ということで10年という区切りがあつたのですが、今回はそういう区切りがなくなつて、それぞれの漁業に応じて10年と5年、いわゆる団体か経営者免許か、その経営者免許というのは、個人がこういう漁業を始めようとする場合の初期投

資を回収するのに10年にかかるだろうということで経営者については10年、団体については5年で短いサイクルで有効に漁場を活用しなさいという趣旨がそのまま残っているようには聞いておりますので、実質は変わらないということで、「特定区画漁業権」という言葉がなくなったという理解でよろしいかと思えます。

東村委員：ありがとうございます。

小林会長：ほかに何かございませんか。

森委員：この説明に、この共同漁業権の削除とか、まだ変更ができるということですね。

事務局：あくまでこちらで聴き取りをした結果の報告ということなので、まだこちらで決定したというわけではございません。

森委員：分かりました。

事務局：変更される御予定はあるんですかね。

事務局：といたしますのは、スケジュール表にございますが、本日は途中経過の御報告ということですのでけれども、今後、年が明けるとさらにきちっとした、いわゆる官報に載せられるぐらいの程度のものに仕上げ、皆さんに素案という形で協議させていただきますので、それまでには漁協さんの考えをまとめていただかないと間に合わないかなというふうに思います。

特に共同漁業権ですと近隣の漁協さんとの調整問題も入ってきますので。

森委員：それでない。えむしの件です。

事務局：ああ、えむしですか。であれば、各漁家組合の区長さんとよくお話をさせていただければと思います。

小林会長：ほかに何かございませんか。

何もございませんか。

なければ、報告事項については了といたします。

その他に入ります。何かございませんか。

ちょっと事務局のほうから違う話、また漁業権の話で少しちょっとお話ありますので。

事務局：すいません。失礼します。

資料3と右上に記載のあるA4、1枚の紙、一番後ろにつけさせていただいております。これをその他というところを含めているのが、この問題がまだ海面でも内水面でもない場所の取扱いについてのお話ということでその他に入っているということですのでけれども。

「河野川における海面と内水面の境界について」というタイトルです。

現在、南越前町の河野川の河口付近に起きている問題でして、写真を見ただくと分かるのですが、海面の漁業権の設定範囲と内水面、川の漁業権の設定の範囲、その間に空白の部分が生じているという問題があり、そこで規制の

あるサケや稚アユを採捕しているというような遊漁者が現れているという問題がございます。

この範囲につきまして、海区漁業調整委員会としてこちらを海面として扱うことはない。内水面漁業管理委員会の範囲であるというような御意見をいただきたいということで、今回、資料をつけさせていただきます。

裏面にお進みください。

現在、主にサケと稚アユをこのエリアで採捕する遊漁者がおるということで、まずサケにつきましては、海面における採捕は規制がございません。ですが、内水面、川のほうにおいては水産資源保護法に基づき、漁業権に関係なく禁止がされております。

ただ、海面か内水面かどうか。これを判断する基準として、慣例的に両者の漁業権区域の境界により判断することが多いため、内水面の漁業権が河口まで及んでいない場合につきましては、海面との境目をもってそれがどちらで捕っているのかを判断することができないという問題があり、この採捕を取り締まることが難しい状況にあります。

そして、稚アユについても、こちらは県の漁業調整規則に基づきまして、海面においては1月から5月まで、内水面においては通年で1年中採捕が禁じられているものでございます。

一方で、河野川漁業協同組合によりますと、当該区域においてこれを採捕する遊漁者は、この制度を理解の上、6月に海面での採捕であると主張して稚アユを捕っているということで、これを反証して取り締まることが、さきに申し上げました境界の問題があり難しいという現状です。

アユにつきましては、河野川漁協、川の漁協さんのほうに免許されている漁業権の魚種とされていることから、漁業権の範囲を免許の更新、来年の9月に延長すれば採捕者を漁業権の侵害として訴えることが可能になりますが、それでも漁業調整規則の海面のほうでの禁止期間を5月いっぱいまで。それが明けた後、6月から漁業権更新までの8月については、これを取り締まることが難しいというような状況があります。

これらのことから、河野川における海面と内水面との境界を定める必要性が生じております。このとき、漁業法において「海面」というのが海区漁業調整委員会、当委員会の権限が及ぶ水域のことを「海面」といい、「内水面」は逆に内水面漁場管理委員会の権限が及ぶ水域のことをいうというような規定となっており、その境界についてはそれぞれの委員会で各地の漁協の利用実態に合わせて定めることとされております。

水産課のほうで漁業権のヒアリングと合わせて各地で状況を聞いて回っておりますけれども、河野川漁業協同組合、川の漁協様からは上記の採捕に対する

取締りの実効性を確保したいという要望、そしてかつ海面の河野村漁業協同組合様のほうからは、この区域を内水面として扱うことに支障はないという回答をいただいております。

ということで、当委員会のほうでこの河野川の河口区域まで内水面の漁場としてみなし、漁場計画を延長設定して、この領域を内水面として取り扱うことに対して海区委員会として問題がないかどうか、意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

木邑委員：昔はここ海だった。それを埋め立てしてこういうふうな川になってしまった。川とこの橋の間までは漁業権がないとあって、滋賀県のみんながサケを捕りに来る。これが問題になっている。

そして、写真で言うと、この小さい岩の前のここにも大きな岩が1つあった。秋の10月、11月になると海が荒れると、ここはもう川がせき止められてしまう。そして、役場のほうへ言っても、せき止めた砂利を取ってくれと言っても、許可が出るまでに1週間、2週間かかってくるとサケがみんなまた散っていつてしまう。サケが上ってくるのが。

それで、今年の春、業者に言っても、ここにあった岩も取ってしまった、みんな。ペッカーで割って削除してしまった。そしたら、今年もう波で砂が固まらなと言っても、本当はサケがずっと上がるものだから、この区間で県外の者らが捕りに来るって、警察がいつも言っている。

これはもう内水面にしたほうがいいのではないかと私は思います。

後藤委員：今、木邑委員からお話があったところ、私が一番気になったのは、もともと内水面の漁業権の境界がこの黄色線で引かれていたその経緯とか理由がよく分からなくて、今の話からすると、もともとはこの辺りが河口だったということでしょうか、かの昔に遡ると。

木邑委員：海だったんです、ずっとこういうものになって。これを埋めて宅地にしてしまったんです。

事務局：河野川の漁業協同組合長様からも、昔は川の流路が違っていた。この橋が最後の基点になっていて、川の流路が今とは異なる形で流れていた支障がなかったというように伺っております。

後藤委員：今お聞きしたので。そうすると、現状からすると通常考えて内水面というふうに見るのが極めて自然だろうなというふうに思いますし、あと地元の海のほうの漁協さんのほうも特に異議がないということでもありますので、今意見照会されているこの点については、もうこの赤で示されてる部分について、いわば河口まで。現状の河口までということですが、内水面として扱うということについて、私は別に異論ありません。

事務局：ありがとうございます。

東村委員：私も後藤委員に賛成です。

小林会長：ほかに皆さん意見ありましたらどうぞ。

何もございませんか。

事務局：御賛同いただきまして、ありがとうございます。

この範囲については、また内水面の委員会のほうでも議論させていただいて、漁場計画の策定に入りたいと思います。御意見、皆様、ありがとうございます。

小林会長：ほかに何かございませんか。

事務局：事務局側のほうから報告だけ1点させていただきます。

10月に長井委員がお亡くなりになっていまして、現在欠員という状況になっております。お一人欠員。10月から11月にかけて公募を行っておりまして、11月中旬に公募を締め切っております。

大島漁協の小西さんが候補として選任をされて出てきておりますので、現在、12月議会、議会の同意を得て選任ということになりますので、12月議会で同意を得て辞令交付を行いたいというふうに思っておりますので、御報告をいたします。

以上で終わります。

小林会長：何かございませんか。

なければ、鈴木さん、一言あれば。今年最後なのでお願いします。

鈴木会長代理：本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

来年度の漁業権更新ということでまだこれから作業が詰まっていくのかなというふうに思いますし、今のTAC等の課題も海区にはいろいろ被ってくることもあると思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

すいません、簡単でございますが。

小林会長：それでは、これで閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。